

居宅支援費支給量決定基準(身体障害者福祉法)

- 一 支給申請対象者
身体障害者手帳を所持し、居宅において生活を営んでいる満18歳以上の者で、それぞれの支援費種類について、下表の要件に掲げる基準を満たす者
- 二 支給量決定基準
下表のとおり

種類	要件	支給量基準			摘要	介護保険法・生活保護法(介護扶助)による併給制限	
		条件	支給量(月)	特別加算			
居宅介護支援 (身体介護中心)	重度の身体上の障害により、日常生活を営むのに著しい支障がある	助案事項表(1)に掲げる助案事項の各項目の該当する点数の和が			改正前の身体障害者福祉法(以下「法」という。)第18条第1項第1号(全身性重度障害者介護人派遣事業を含まない。以下次号並びに「居宅介護(家事援助中心業務)」の摘費欄中第1号及び第2号において同じ。)の規定により居宅介護を受けている者について、現に決定されているサービス量(以下「現サービス量」という。)が、左欄より決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただし、「居宅介護(家事援助中心)」と併せて月120時間(特別加算欄中第2号を適用する場合は月150時間)を超えることはできない。 改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄より決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「居宅介護」又は「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。 「居宅介護(日常生活支援中心)」の支援費支給決定を受けている者については支給しない。 身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができる者については支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。	
		3点以上8点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した結果、左欄で決定される区分に基づき(支給量では著しい不都合が生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。			
		9点以上14点以下	20時間以内	二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左欄で決定される支給量に最大30時間を加算することができる。			
		15点以上19点以下	30時間以内	重度の知的障害がある場合は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。 助案事項表(1)に掲げる助案事項の全項目が「全介助」であって、生活環境、家庭状況等により身体介護業務において特に重症介護を要する場合は、左欄で決定される支給量に最大60時間を加算することができる。			
		20点以上	45時間以内				
居宅介護支援 (家事援助中心)	重度の身体上の障害により、日常生活を営むのに著しい支障がある	助案事項表(2)に掲げる助案事項の各項目の該当する点数の和が			改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄より決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている者が現サービス量、左欄より決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「居宅介護」又は「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。 「居宅介護(身体介護中心)」の特別加算欄中第4号の適用を受けている者については支給しない。 「居宅介護(日常生活支援中心)」の支援費支給決定を受けている者については支給しない。 身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができる者については支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。	
		2点以上3点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した結果、左欄で決定される区分に基づき(支給量では著しい不都合が生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。			
		4点以上6点以下	20時間以内	重度の知的障害がある場合は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。			
		7点以上10点以下	30時間以内				
		11点以上	45時間以内				
居宅介護支援 (移動介護中心)	重度の視覚障害又は全身性のために、単独での外出が困難	助案事項表(1)に掲げる助案事項のうち、「移動(室外)」が、「一部介助」以上である場合			知的障害者福祉法の規定により「居宅介護」の支給決定を受けている間は支給しない。		
		身体介護を伴う	60時間以内				
		上記以外の場合	身体介護を伴わない	60時間以内			
居宅介護支援 (日常生活支援中心)	特に重度の全身性障害者	助案事項表(1)助案事項の首項目に該当する点数の和が20点以上で、かつ助案事項表(2)の助案事項の首項目に該当する点数の和が11点以上であって、全般的な介護が特に必要な場合であって、			改正前の法第18条第1項第1号(全身性重度障害者介護人派遣事業を含む。以下次号において同じ。)の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄より決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただし、この場合であっても支給量は月360時間を超えることはできない。 改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄より決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「居宅介護」又は「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。 単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、「居宅介護(日常生活支援中心)」の支援決定を既に受けている者(ただし、本号適用終了後12ヶ月を経過していない者を除く)が月の初日から同月の末日まで継続して入居している場合は、左欄の区分に関わらず(時間以内)に限り支給決定することができる。ただし、この場合、継続して12ヶ月を超えて入院したときは、12ヶ月を超えた日の属する月から原則として支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。	
		身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができる場合	75時間以内	単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等を含めた継続的な介護を必要とする場合は、左欄で決定される支給量に最大120時間を加算することができる。			
		身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができない場合	120時間以内	単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左欄で決定される支給量に最大30時間を加算することができる。			
短期入所支援				7日以内	緊急かつやむを得ない事情により居宅での生活が著しく困難であって、短期入所によらなければならない特別な事情がある場合最大31日とすることができる。	知的障害者福祉法の規定により「短期入所」の支給決定を受けている間は支給しない。 身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができる者については支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)については支給しない。
デイサービス支援				14日以内		知的障害者福祉法の規定により「デイサービス」の支給決定を受けている間は支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)については支給しない。ただし、身体障害者デイサービスを受けることが特に必要と認められる者についてはこの限りではない。

居宅支援費支給量決定基準 (知的障害者福祉法)

- 一 支給申請対象者
 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の判定を受け、居宅において生活を営んでいる満18歳以上(地域生活援助にあつては満15歳以上)の者で、それぞれの支援費種類について、下表の「要件」に掲げる基準を満たす者
- 二 支給量決定基準
 下表のとおり

種類	要件	支給量基準			摘要	介護保険法・生活保護法(介護扶助)による併給制限
		条件	支給量(月)	特例加算		
居宅介護支援 (身体介護中心)	知的障害により、日常生活を営むのに著しい支障がある	勤業事項表(1)に掲げる勤業事項の各項目の該当する点数の和が			<p>改正前の知的障害者福祉法(以下「法」という。)第15条の3第1項の規定により居宅介護を受けている者について、現に決定を受けているサービス量(以下「現サービス量」という。)が、左欄により決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただし、「居宅介護支援(家事援助中心)」と併せて月120時間(特例加算欄中第2号を適用する場合は月150時間)を超えることはできない。</p> <p>改正前の法第15条の3第1項の規定により居宅介護を受けている者が現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。</p> <p>身体障害者福祉法の規定により「居宅介護」の支給決定を受けている間は支給しない。</p> <p>「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。ただし、勤業事項表(1)に掲げる勤業事項のうち「排泄行為、及び」入浴行為、がともに一部介助以上の場合は、この規定に関わらず、月10時間以内に限り支給決定することができる。</p>	<p>介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。</p>
		3点以上8点以下	10時間以内			
		9点以上14点以下	20時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合が生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。		
		15点以上19点以下	30時間以内	二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左欄で決定される支給量に最大30時間を加算することができる。		
		20点以上	45時間以内	重度の肢体不自由がある場合は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。		
居宅介護支援 (家事援助中心)	知的障害により、日常生活を営むのに著しい支障がある	勤業事項表(2)に掲げる勤業事項の各項目の該当する点数の和が			<p>改正前の法第15条の3第1項の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。</p> <p>改正前の法第15条の3第1項の規定により居宅介護を受けている者が現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。</p> <p>身体障害者福祉法の規定により「居宅介護」の支給決定を受けている間は支給しない。</p> <p>「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。</p>	<p>介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。</p>
		2点以上3点以下	10時間以内			
		4点以上6点以下	20時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合が生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。		
		7点以上10点以下	30時間以内	重度の肢体不自由がある場合は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。		
		11点以上	45時間以内			
居宅介護支援 (移動介護中心)	知的障害により、単独での外出が困難である	勤業事項表(1)に掲げる勤業事項のうち、「移動(室外)」が「一部介助」以上であつて、「食事行為」及び「排泄行為」が、			<p>身体障害者福祉法の規定により「居宅介護」の支給決定を受けている間は支給しない。</p> <p>支給量は月60時間を超えることはできない。</p>	
		ともに「一部介助」以上の場合	身体介護を伴う	30時間以内		
		上記以外の場合	身体介護を伴わない	30時間以内		
短期入所支援				7日以内	<p>身体障害者福祉法の規定により「短期入所」の支給決定を受けている間は支給しない。</p>	<p>介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)については支給しない。</p>
デイサービス支援				14日以内	<p>身体障害者福祉法の規定により「デイサービス」の支給決定を受けている間は支給しない。</p>	<p>介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)については支給しない。ただし、知的障害者デイサービスを受けることが特に必要と認められる者についてはこの限りではない。</p>
地域生活援助支援 (グループホーム)	共同生活住居への入所を必要とする者(入院治療を必要とする者を除く)					<p>介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)のうち、現に特定施設入所者生活介護又は痴呆対応型共同生活介護を利用している者については支給しない。</p>

居宅支援費支給量決定基準(児童福祉法)

- 一 支給申請対象者
 身体障害者手帳を所持又は身体障害者手帳を所持できると同等の身体の障害を有する、若しくは、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の判定を受け、居宅において生活を営んでいる満18歳未満の児童で、下表の「要件」に掲げる基準を満たす児童の保護者
- 二 支給量決定基準
 下表のとおり

種類	要件	支給量基準			摘要
		条件	支給量(月)		
居宅介護支援 (身体介護中心)	重度の身体上の障害又は重度の心身の障害(知的障害単独を含む)により、日常生活を営むのに著しい支障がある	助案事項表(1)に掲げる助案事項の各項目の該当する点数の和が			改正前の児童福祉法(以下「法」という。)第21条の10第1項の規定により居宅介護を受けている者について、現に決定を受けているサービス量(以下「現サービス量」という。)が、左欄により決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただし、「居宅介護支援(家事援助中心)」と併せて月120時間(特例加算欄中第2号を適用する場合は月150時間)を超えることはできない。 改正前の法第21条第1項の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。ただし、助案事項表(1)に掲げる助案事項のうち「排泄行為」及び「入浴介助」がともに一部介助以上の場合、この規定に関わらず、月10時間以内で支給することができる。
		3点以上8点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合が生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。 二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左欄で決定される支給量に最大30時間を加算することができる。 重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している場合は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。	
		9点以上14点以下	20時間以内		
		15点以上19点以下	30時間以内		
20点以上	45時間以内				
居宅介護支援 (家事援助中心)	重度の身体上の障害又は重度の心身の障害(知的障害単独を含む)により、日常生活を営むのに著しい支障がある	助案事項表(2)に掲げる助案事項の各項目の該当する点数の和が			改正前の法第21条の10第1項の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 改正前の法第21条の10第1項の規定により居宅介護を受けている者について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。
		2点以上3点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合が生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。 重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している場合は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。	
		4点以上6点以下	20時間以内		
		7点以上10点以下	30時間以内		
11点以上	45時間以内				
居宅介護支援 (移動介護中心)	重度の視覚障害、重度の全身性障害又は知的障害により単独では外出が困難な満15歳以上(満15歳以上の中学生は除く)の児童	助案事項表(1)に掲げる助案事項のうち、「移動(室外)」が「一部介助」以上であって、「食事行為」及び「排泄行為」が、			支給量は月60時間を超えることはできない。
		ともに「一部介助」以上の場合	身体介護を伴う	30時間以内	
		上記以外の場合	身体介護を伴わない	30時間以内	
短期入所支援				7日以内	緊急かつやむを得ない事情により居宅での生活が著しく困難であって、短期入所によらなければならない特別な事情があると児童福祉総合センター所長が認めた場合は、最大31日とすることができる。
デイサービス支援				14日以内	月14日以内を超えて利用する必要があると児童福祉総合センター所長が認めた場合は、最大23日とすることができる。